

内閣府 LAN（共通システム） 調達計画書

情報システムの区分：(C) 最適化対象外の大規模改修

特定情報システムの該当の有無：無

内閣府大臣官房企画調整課
情報システム室

目次

1. 対象業務の概要	1
1.1 基本システム	1
1.2 共通基盤システム	1
1.3 政府共通 NW 接続口	1
1.4 バックアップセンタ	1
1.5 リモートアクセスシステム	1
1.6 インターネット接続口	1
1.7 Web システム	1
1.8 内閣府 (共通システム) WAN	2
1.9 その他	2
2. 調達計画	3
2.1 設計・開発する情報システムの方式	3
2.2 設計・開発の工程における分離調達の内容	3
2.3 ハードウェアとソフトウェアの分離調達の内容	3
2.4 設計・開発から移行までの工程、運用の工程及び保守の工程に対する分離調達の内容	3
2.5 設計・開発の工程の管理等に関する内容	4
2.6 全行程での調達区分毎の内容	4
2.7 全工程のスケジュール	5
3. その他	7
3.1 評価方式	7
3.2 契約形態	7
3.3 知的財産権の取り扱い	7
3.4 入札制限	7
3.5 制約条件等	7
4. 妥当性証明	8

4.1	調達担当課室の長	8
4.2	CIO 補佐官等	8
5.	窓口連絡先	8

1. 対象業務の概要

内閣府 LAN（共通システム）は、一般の行政事務（グループウェアの共通掲示板等情報を共有している部局）で使われている LAN と、特別な用途に特化した、独自 LAN 等からなる。

一般の行政事務で使われている LAN は、約 4,500 クライアントの端末が設置され、認証 VLAN によって論理的に分離した内閣府 VLAN と内閣官房 VLAN から構成され、各 VLAN を基盤とした基本システム、共通基盤システム、各個別システム群等が稼動する。

独自 LAN としては、地理的条件、セキュリティ的な制約から、沖縄総合事務局等が独自の LAN を形成している。

また、内閣府には、内閣府 LAN と連携していない外部公開システムが設計・構築中であり、内閣官房においても、独自の外部公開システムが運用される。

なお、平成 24 年 2 月に発足した復興庁も行政事務で内閣府 LAN（共通システム）を利用し、独自の外部公開システムが運用される。

1.1 基本システム

基本システムは、内閣府 LAN（共通システム）のネットワークを構成する根幹システムであり、センタースイッチ、ドメインコントローラ、DNS サーバ等から構成される。それらは平成 26 年 4 月に竣工する中央合同庁舎第 8 号館（以下、「8 号館庁舎」という。）に配置する。また、全ての基本システムは原則として、8 号館庁舎において二重化による冗長化または負荷分散の構成とする。

1.2 共通基盤システム

共通基盤システムは、内閣官房、内閣府及び復興庁の各部局が共通の業務として利用するシステムであり、汎用アプリケーションソフトウェアを搭載した行政クライアントとグループウェア（電子掲示板、電子メール、スケジュール管理、施設管理予約、フォーラム）サーバ、ファイルサーバ、プリンタサーバ等のサーバ群で構成され、8 号館庁舎に集約配置される。なお、共通基盤システムは職員の行政事務の遂行における重要システムとなる為、全てのサーバは冗長化構成とする。

1.3 政府共通 NW 接続口

内閣府 LAN（共通システム）は、8 号館庁舎から政府共通 NW の接続口を設ける。沖縄総合事務局 LAN に対しては、「1.8 内閣府（共通システム）WAN」経由での政府共通 NW への接続口を提供する。

1.4 バックアップセンタ

東京 23 区に災害が発生した場合に、内閣官房、内閣府及び復興庁の業務を継続する為に、首都圏以外の場所にオンラインバックアップシステムを整備する。

1.5 リモートアクセスシステム

内閣官房、内閣府職員及び復興庁の在宅勤務者を対象にシンクライアント端末を用い、自宅のインターネット回線を利用して、十分な情報セキュリティ対策を施した上で、内閣府 LAN（共通システム）にアクセス可能なシステムを導入する。

また、出張者を対象に出張者用端末を用い、十分な情報セキュリティ対策を施した上で、各種インターネット接続環境から内閣府 LAN（共通システム）にアクセス可能なシステムとする。

更に、希望者を対象にして、昨今市場への導入が急速に進んでいるスマートデバイスにて、上記と同様に十分な情報セキュリティ対策を施した上で、インターネット接続環境から、メール送受信、ファイルサーバ閲覧が可能なシステムを導入する。

1.6 インターネット接続口

電子メール等のインターネットを介してデータを送受信する情報システムのインターネット接続口は、データセンタ 1 か所に集約を図り、セキュリティ対策を包括的に行う。

1.7 Web システム

一般国民向けコンテンツを含む Web システムをデータセンタ内に構築し、情報発信、情報交換等に利

用可能とする。

1.8 内閣府（共通システム）WAN

内閣府の拠点間接続ネットワークとして、帯域保障型 WAN 回線（広域イーサ等）の主回線と、障害時のバックアップ回線としてベストエフォート型 WAN 回線（インターネット VPN 等）をアクティブスタンバイにした「内閣府（共通システム）WAN（以下、「内閣府 WAN」という。）」を構築する。

復興庁の東北 3 県（岩手、宮城、福島）における拠点も内閣府 LAN（共通システム）を利用する拠点として内閣府 WAN で接続する。

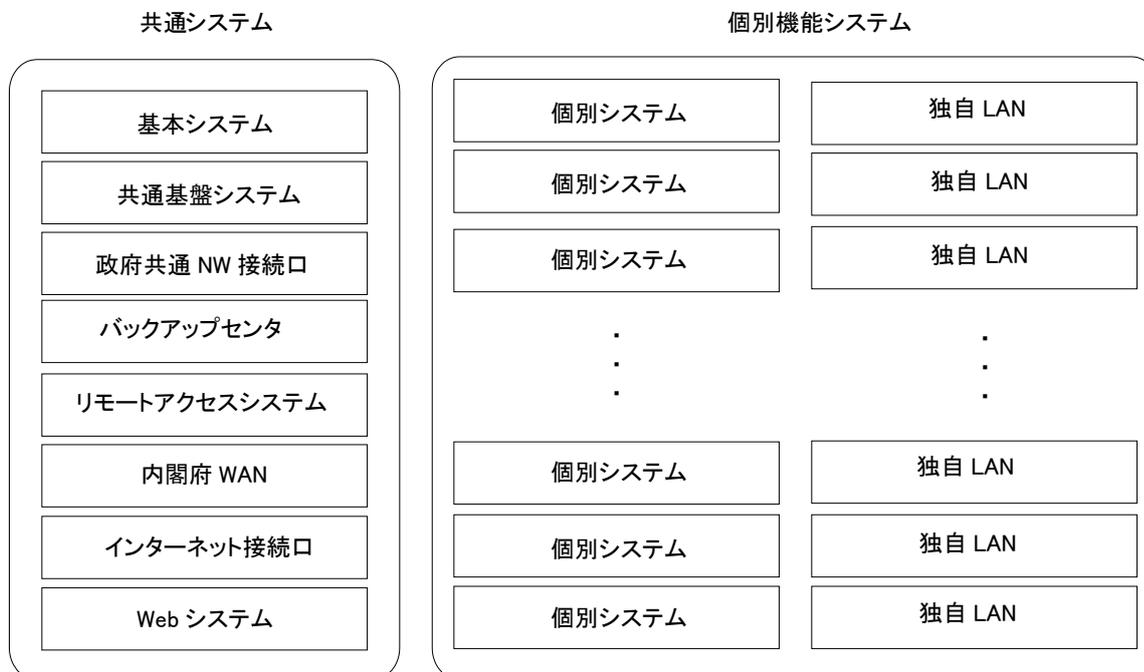
1.9 その他

特定の部局の固有業務に対応する為の個別システム、また地理的条件、セキュリティ的な制約により一部の部局で構築されている独自 LAN がある。

2. 調達計画

2.1 設計・開発する情報システム的方式

情報システム的方式については、「1 対象業務の概要」で述べた「1.9 その他」の部分を個別機能システムとしてそれぞれ構築し、それ以外の部分を共通システムとして構築する。



2.2 設計・開発の工程における分離調達の内容

共通システムについては、設計・開発の工程における調達を下記 3 本に分離調達する。

- ① 「1.1 基本システム」、「1.2 共通基盤システム」、「1.3 政府共通 NW 接続口」の部分を「内閣府 LAN (共通システム)におけるサーバ・端末等の賃貸借及び設計・構築並びに保守等に係る調達 (以下、「LAN 関係調達」という。)」とする。
- ② 「1.6 インターネット接続口」、「1.7 Web システム」の部分を「内閣府 LAN (共通システム)におけるインターネット接続・Web システムサービス等の賃貸借及び設計・構築並びに保守等に係る調達 (以下、「Web 関係調達」という。)」とする。
- ③ 「1.8 内閣府 (共通システム) WAN」の部分を「内閣府 LAN (共通システム)におけるネットワーク回線等の賃貸借及び設計・構築並びに保守等に係る調達 (以下、「WAN 関係調達」という。)」とする。

「1.4 バックアップセンタ」、「1.5 リモートアクセスシステム」については、「① LAN 関係調達」の範囲と、「② Web 関係調達」の範囲となる。

個別システムについては、各個別システム及び各独自 LAN について、それぞれ分離して調達する。但し、一部の小規模な個別システムについては、一括で仮想マシン化等により構築する事に伴うコスト削減効果を勘案し、ハードウェアを「LAN 関係調達」に含めて調達する。

2.3 ハードウェアとソフトウェアの分離調達の内容

共通システムについては、ハードウェアとソフトウェアを一括で調達する。

2.4 設計・開発から移行までの工程、運用の工程及び保守の工程に対する分離調達の内容

共通システムに係る設計・開発から移行までの工程、運用の工程及び保守の工程については、内閣官房、内閣府及び復興庁の組織の特性上、部局の改廃や拠点の増減が頻繁に発生する事から、システムの設計内容に精通した事業者が運用段階にも関与する事が不可欠であり、円滑なシステム運用・保守を実施する観点から、設計・開発から移行までの工程と運用の工程及び保守の工程は分離せず、運用の工程及び保守の工程は「2.2 設計・開発の工程における分離調達の内容」と同等とする。

但し、以下の業務はシステムの設計内容に大きく依存しない業務として分離調達とする。

- ・ LAN 関係調達の中で、職員からのシステム上の問合せ窓口となり、システム運用・保守業務との密接な連携の上、ヘルプデスク支援業務等を実施する「内閣府 LAN (共通システム) におけるヘルプデスク支援等の運用管理業務に係る調達」(以下、「運用管理業務調達」という。)

2.5 設計・開発の工程の管理等に関する内容

共通システムに係る設計・開発の工程の管理、運用開始後の共通システムに係る分析・評価等にあたっては、プロジェクトマネジメント支援業者(以下、「PJMO 支援事業者」という。)を調達(以下、「PJMO 調達」という。)する。

2.6 全行程での調達区分毎の内容

共通システムに係る調達の全行程での主な調達区分は以下の通り。

調達区分	現行内閣府LAN		次期内閣府LAN					
	設計・構築	運用・保守	サーバ等機器	設計・構築	運用・保守	運用管理	工程管理	分析・評価
現行内閣府LAN	●	●						
次期内閣府LAN 構築・運用・保守			●	●	●			
次期内閣府LAN 運用管理						●		
次期内閣府LAN PJMO支援							●	●

2.7 全工程のスケジュール



- (1) LAN 関係調達
 - 意見招請：官報公示 平成 25 年 10 月
 - 意見提出期限 平成 25 年 11 月
 - 入札公告：官報公示 平成 25 年 12 月
 - 提案書提出期限 平成 26 年 2 月
 - 落札者決定 平成 26 年 4 月
- (2) Web 関係調達
 - 意見招請：官報公示 平成 25 年 10 月
 - 意見提出期限 平成 25 年 11 月
 - 入札公告：官報公示 平成 25 年 12 月
 - 提案書提出期限 平成 26 年 2 月
 - 落札者決定 平成 26 年 4 月
- (3) WAN 関係調達
 - 意見招請：官報公示 平成 25 年 12 月
 - 意見提出期限 平成 26 年 1 月
 - 入札公告：官報公示 平成 26 年 3 月
 - 提案書提出期限 平成 26 年 5 月
 - 落札者決定 平成 26 年 6 月
- (4) 運用管理業務調達
 - 意見招請：官報公示 平成 26 年 4 月
 - 意見提出期限 平成 26 年 5 月
 - 入札公告：官報公示 平成 26 年 7 月
 - 提案書提出期限 平成 26 年 9 月
 - 落札者決定 平成 26 年 11 月
- (5) PJMO 調達
 - 入札公告：官報公示 平成 25 年 12 月
 - 提案書提出期限 平成 26 年 2 月
 - 落札者決定 平成 26 年 4 月

※上記スケジュールは、現時点の予定であり、今後変更されることもある。

3. その他

3.1 評価方式

2.7 全工程のスケジュールの「(1) LAN 関係調達」～「(5) PJMO 調達」の各調達は一般競争入札（総合評価方式）とする。

3.2 契約形態

2.7 全工程のスケジュールの「(1) LAN 関係調達」～「(5) PJMO 調達」の各調達は請負契約によるものとし、必要に応じて賃貸借契約を締結する。また、国庫債務負担行為による複数年度契約を予定している。

3.3 知的財産権の取り扱い

各調達において独自に開発された箇所に関する知的財産権については、原則として内閣府に帰属するものとする。その他詳細については、別途契約書に定める。

3.4 入札制限

(1) 調達仕様書の作成に直接関与した事業者等に関する入札制限

- ・ 調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。以下同じ。）について、当該調達案件への入札に参加する事は出来ない。ただし、内閣府が仕様の準備または仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別に進めている状況の中で、事業者及びその関連事業者が情報もしくはデータを供給する場合、当該の事業者及び関連事業者は調達仕様書の作成に直接関与したものとは見做さない。

(2) LAN 関係調達・Web 関係調達・WAN 関係調達に対する入札制限

- ・ PJMO 支援事業者及びその関連事業者については、LAN 関係調達・Web 関係調達・WAN 関係調達の各調達案件の入札に参加する事は出来ない。

(3) CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

- ・ 内閣府における CIO 補佐官及びその支援スタッフ等（以下、本項において「CIO 補佐官等」という。）による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務（以下、本項において「妥当性確認等」という。）について、透明性及び公平性を確保する為、CIO 補佐官等が現に属するまたは過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者については、CIO 補佐官等が妥当性確認等を行う調達案件（当該 CIO 補佐官等が過去に行ったものを含む。）の入札に参加する事は出来ない。
- ・ CIO 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。）についても、当該 CIO 補佐官等が妥当性確認等を行った調達案件の入札に参加する事は出来ない。

3.5 制約条件等

スケジュールに従い、内閣府 LAN（共通システム）を平成 27 年 1 月 1 日から運用開始しなければならない。

4. 妥当性証明

4.1 調達担当課室の長

本調達計画書の内容が妥当である事を確認した調達担当課室の長は次の通りである。

内閣府大臣官房企画調整課情報システム室長 堤 正尚

4.2 CIO 補佐官等

(本調達計画書に関する意見)

本調達計画書は、妥当であると判断する。

本調達は、現行システムの保守期限完了に伴い、刷新するものであり、8号館移転やワークスタイルの変革の流れの中で、最新技術の活用を図るものである。

内閣府 LAN は、内閣官房、内閣府、復興庁という重要な行政事務を行う部門の基盤であり、また、国民に向けて提供する重要なサービスも含んでいることから、高い利便性とともな強固なセキュリティを実現する必要がある。

今後、本調達の実施に当たっては、「情報システムに係る政府調達指針」等と齟齬のなきよう着実に進めることに留意されたい。

内閣府 CIO 補佐官 中川 健治

5. 窓口連絡先

〒100-8970 千代田区霞が関 3-1-1
内閣府大臣官房企画調整課情報システム室
電話：03-5253-2111（代表）内線 44864